

芸備線再構築協議会幹事会規約**（目的）**

第 1 条 この規約は、芸備線再構築協議会規約（以下「協議会規約」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づき、芸備線再構築協議会幹事会（以下「幹事会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（事務所）

第 2 条 幹事会は、事務所を広島県広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号広島合同庁舎 4 号館中国運輸局内に置く。

（協議事項）

第 3 条 幹事会は、協議会規約第 9 条第 1 項により議長の命を受けた事項を協議する。

2 前項の協議は、必要な調査事業及び実証事業（交通手段再構築実証事業計画に係るものを除く。）の実施内容及び費用負担に関して決定することを含むものとする。

（組織）

第 4 条 幹事会は別表に掲げる幹事をもって組織する。

2 幹事会は、協議会の構成員が変更された場合、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 1 9 年法律第 5 9 号）第 2 9 条の 3 第 5 項各号に掲げる者に準ずる者として幹事とすることが妥当である者がある場合その他幹事について変更する必要がある場合は、協議の上、別表を変更するものとする。

（幹事長）

第 5 条 幹事会に幹事長を置く。

2 幹事長は、中国運輸局交通政策部長及び鉄道部長をもって充てる。

3 幹事長は、幹事会における議事運営その他の会務を総括する。

4 幹事長に事故があるときは、議長が幹事長の職務を代理する者を中国運輸局の職員から指名する。

（幹事会）

第 6 条 幹事会は、幹事長が招集する。

2 幹事会は、幹事（次項の規定により代理の者が出席する場合は、当該代理の者。同項を除き、以下同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 幹事は、代理の者を協議会に出席させることができる。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対して、幹事会への出席、資料の提出、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 5 幹事会の公開又は非公開は、幹事と協議の上、幹事長が決定する。

（議事及び協議資料）

第7条 幹事会の議事については、速やかに議事の概要を作成し、中国運輸局ホームページで公開するものとする。

- 2 協議資料は原則として公開する。ただし、非公開とすることが適当であると認める場合は、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（事務局）

第8条 幹事会の業務を処理するため、中国運輸局鉄道部内に事務局を置く。

（会計及び会計年度並びに財務に関する事項）

第9条 幹事会の会計及び会計年度並びに財務に関する事項については、協議会規約に準ずる。

（委任）

第10条 この規約に定めるもののほか、幹事会の事務の運営上必要な細則は、幹事長が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年3月26日から施行する。

別表（第4条関係）

芸備線再構築協議会幹事会幹事名簿

(令和7年5月 日現在)

所属	役職	氏名	備考
国土交通省中国運輸局	交通政策部長	阪場 進一	幹事長
	鉄道部長	靱 尚太	幹事長
岡山県	県民生活部長	下野間 豊	
	土木部技術総括監	光畑 一良	
広島県	地域政策局長	岡田 浩二	
	土木整備担当部長	南 博高	
新見市	市民生活部長	山縣 晴美	
	建設課長	西山 優深	
庄原市	生活福祉部長	岡本 貢	
	環境建設部建設課長	杉谷 美和紀	
西日本旅客鉄道株式会社	岡山支社副支社長	浅井 昌容	
	広島支社副支社長	奥井 明彦	
公益社団法人広島県バス協会	専務理事	赤木 康秀	
公益社団法人岡山県バス協会	専務理事	岡田 和史	
岡山県警察本部	交通規制課長	大塚 謙一	
広島県警察本部	交通規制課長	河崎 博文	
独立行政法人国立高等専門学校機構 呉工業高等専門学校	教授	神田 佑亮	
国土交通省中国地方整備局	建政部長	田宮 庸裕	
広島市	道路交通局長	石飛 和博	
安芸高田市	企画部長	高下 正晴	
三次市	地域共創部長	呑谷 巧	